



「山形県台湾商談会 2022 オンライン」のご案内

台湾は、山形県の主たる食品輸出先としての有望性に加え、県内への外国人旅行者数の半数以上を占めるなど深い結びつきがあります。2015 年から台湾において開催しております「山形県台湾商談会」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により渡航が困難となったため、2020 年度は見送りとなりましたが、今年度は、山形と台湾をオンラインでつなぐ形式で開催します。台湾への輸出を希望される県内事業者の皆様におかれましては、本商談会を是非ご活用ください。

1. 日 時 2022年 3 月 9 日（水）
2. 主 催 山形県、山形銀行、山形県国際経済振興機構、
台日産業連携推進オフィス(TJPO)、中国信託商業銀行(CTBC)
3. 会 場 オンライン商談会場 山形県庁講堂（2 階）
※原則として上記会場にお越しいただいての商談をお願いします。
4. 参加対象 台湾への輸出を希望される山形県内事業者
5. 商談品目 食品、日本酒、工芸品など
※台湾へ輸出可能な品目に限ります。詳しくは裏面をご確認ください。
6. 商談相手 台湾バイヤー
7. 商談時間 1 社40分程度（ZOOM）
8. 参加料 5,000円（マッチングが成立した場合のみ）
9. サンプル ご提案商品のサンプルを事前に台湾に発送することをお勧めします。
※サンプルを送付される場合は国際機構が取りまとめて発送します。
10. 申込方法 添付の「山形県台湾商談会2022オンライン参加申込書」にて下記送付先
へFAXでお申し込みください。
※申込期限 2021年12月22日（水）
送付先：(一社)山形県国際経済振興機構（FAX）023-687-1129
11. お問い合わせ 山形県国際経済振興機構（担当：佐藤正章）
電話：023-687-1127 FAX：023-687-1129
山形銀行営業支援部地域振興推進室（担当：真木孝大）
電話：023-634-7328 FAX：023-631-0154

【商談までの流れ】

- (1) 「山形県台湾商談会 2022 オンライン参加申込書」にて参加の申込み（事業者→国際機構）
- (2) 「事業者・商品情報シート」のご提出（国際機構(依頼)→事業者→国際機構）
- (3) 「事業者・商品情報シート」を基に台湾側バイヤーとのマッチングを実施（主催者）
- (4) マッチングが成立した事業者の提案商品のサンプル送付（事業者→国際機構→台湾側主催者）
- (5) マッチングが成立した事業者・バイヤー間の商談実施

※参加申込いただいた事業者でも、上記（3）の結果、マッチングが成立しない場合がありますので、ご了承ください。

＜台湾へ輸出可能な食品（加工食品、農畜産物）について＞

商談を希望される品目が食品の場合は、台湾において輸入規制がありますので、ご確認ください。

① 日本から台湾へ輸出可能な商品であること。

詳しくは、農林水産省「台湾の日本産食品輸入規制措置の概要（平成 27 年 5 月 15 日以降）」をご確認ください

（農水省 HP）https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/sum_tw.pdf

※下記の商品は輸出できません。

- （ア） 輸入停止 5 県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）で製造されたすべての食品（酒類は除く）
商品本体の他、付属品のたれ、かやく、つゆなどの製造元にも注意が必要です。
- （イ） 豚肉、鶏肉
- （ウ） 畜産加工品（肉又は肉エキスが入っている加工品（レトルトカレーなど）を含む）
- （エ） 中国産の商品
- （オ） ジャガイモなど土についている青果物（植物検疫で NG）

② 条件付で輸入が許可されている商品については、事業者にて確認を行い、その条件をクリアしていること。

○台湾向けりんご、なし、ももの生果実の主な検疫条件

台湾は、我が国に発生するモモクイシンクイガの侵入を防止するため、下記の通り、一定の条件の下に輸出が行われている。

- （ア） 生産園地における徹底した防除
- （イ） 選果こん包施設の登録
- （ウ） 台湾側検査官の来日調査（生産園地及び選果こん包施設）
- （エ） 梱包への台湾向け表示の添付 等

○台湾に輸出可能な牛肉の要件

- （ア） 日本（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉を除く）で出生・肥育された牛、又は台湾への牛肉輸出を許可されている国において出生し、かつ、日本で 100 日以上飼育されている牛の肉であること
- （イ） 生後 30 か月未満の牛の肉であること
- （ウ） 特定危険部位を含まないこと
- （エ） 別添に示す肉及び臓器を含まないこと
- （オ） 屠畜検査員の監視の下、屠畜前後の検査に合格していること。屠畜場法に従い屠畜され、さらに、屠畜検査員により以下の事項が確認されていること
 - 1. 月齢、出生地及び肥育地等の情報
 - 2. 屠畜の際に、高圧な空気やガスを頭蓋に注入する方式によるスタンピングやワイヤーによる脳及び脊髄の破壊（ピッシング）が行われていないこと
 - 3. とさつの経過において、特定危険部位、機械的回収肉、機械的に分離した肉、頭蓋や脊柱から機械的に除去した肉又は 30 か月齢以上の牛の部位が混入していないこと
- （カ） 台湾への牛肉の輸出が可能である屠畜場及び当該屠畜場に併設された食肉処理場において、とさつ・解体から分離まで一貫して行われていること

詳しくは、農林水産省「対台湾輸出牛肉取扱要綱」をご確認ください

（農水省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000178422.pdf>

＜その他＞

商談会後のフォローアップの一環として、継続商談の状況や取引成約による輸出実績などについて、聴き取りをさせていただきますのでご協力をお願いします。